

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和3年6月8日（火）午前10時～午後0時1分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 片岡健一郎 副委員長 梅村 均 委員 鬼頭博和  
委員 水野忠三 委員 黒川 武 委員 堀 巖  
委員 榊谷規子

説明者 総務部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 岡本康弘、教育こども未来部長 長谷川忍、総務部専門監 奥井博昭  
秘書企画課長 秋田伸裕、同統括主査 小野誠、行政課長 佐野剛、同主幹 兼松 英知、税務課長 古田佳代子、同主幹 佐野亜矢、同統括主査 水野珠美、環境保全課長 隅田昌輝、維持管理課長 田中伸之、同統括主査 寺尾健二、監査委員事務局長 佐藤信次

陳述人 榊原 平

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 高野真理子

#### 付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第51号	岩倉市路上喫煙の規制に関する条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案第52号	岩倉市表彰条例の一部改正について	賛成多数 原案可決
議案第53号	岩倉市税条例等の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第54号	岩倉市都市計画税条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第56号	岩倉市道路線の認定について	全員賛成 原案可決
議案第57号	岩倉市道路線の廃止について	全員賛成 原案可決
議案第58号	岩倉市道路線の一部廃止について	全員賛成 原案可決
陳情第2号	ゼロカーボン達成に向けた取組みの推進に関する陳情書	聞き置く

◎委員長（片岡健一郎君） おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案7件、陳情1件であります。

これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（中村定秋君） 昨日の本会議に続きまして、本日、総務・産業建設常任委員会ということで、新規制定の条例等もありますので、慎重に御審議いただきますよう、よろしくお祈りをいたします。

◎委員長（片岡健一郎君） ここで、議案の審査に入るところですが、陳情者がお越しになっておりますので、先に陳情を議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 異議なしと認めます。

それでは、陳情第2号「ゼロカーボン達成に向けた取組みの推進に関する陳情書」を議題とします。

陳情者より説明用の追加資料の配付の申出がありました。配付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 事務局、お願いいたします。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（片岡健一郎君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

陳情者から意見陳述の申出がありましたので、これを許可いたします。

陳述をお願いいたします。

◎陳述人（榊原 平君） 皆様、おはようございます。

陳述人の榊原 平と申します。私は、東京大学の山本良一名誉教授が発起人、委員長を務めるカーボンニュートラル社会を展開する積極的な自治体、企業、NGO、市民とが連携し、地球温暖化に取り組む気候非常事態ネットワークの発起人の一人に加えさせていただいております。私は、ここ岩倉市において、2050年までのゼロカーボン、つまり脱炭素社会の実現に向けて、国や他都市と市民、事業者と連携した上で、ゼロカーボンシティ宣言の検討をするよう市に働きかけていただきたく、個人として参りました。

本陳情と趣旨を同じくする請願、陳情が今年の3月、4月に私の住む安城、知立、高浜、碧南、豊明、西尾などの西三河地方の各市議会において、各会派からの賛成討論の上で採択がされております。この意見陳述に先立ち、事前に事務局から陳情の扱いについて、ここ岩倉市議会では採決する、しないの定めがないとお聞きしておりますが、私からはこの陳情につきましては、請願と同じ扱いで、私の意見陳述後に採決を採っていただきたいと希望したいと思っております。

近年、国内外で猛暑や豪雨などの温暖化が原因と見られる異常気象による災害が増加しています。菅総理は、去年10月の国会所信表明で、2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロとするカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言されました。そして、グリーン社会の実現が政権の中心課題に位置づけられるとともに、温暖化への対応はもはや経済成長への制約ではなく、積極的に温暖化対策を行うことが産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながることも発言されました。2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロを掲げるゼロカーボンシティ宣言をした自治体は日ごとに増しており、昨日6月7日の時点で402自治体となり、人口合計すると1億1,037万人と日本の総人口の86%を超え、急拡大しています。愛知県内では、豊田、みよし、半田、岡崎が先に宣言をしており、大府、田原、武豊、犬山、蒲郡も今年3月に宣言を行ったところです。今6月議会中にゼロカーボンシティ宣言を行う県内の自治体もあると聞いております。

さらには、今回の意見陳述に先立ち、社会情勢に変化がありました。追加資料として提出させていただいておりますが、報道でもありましたとおり、5月26日の国会において改正地球温暖化対策推進法が成立しました。この法律には、地球温暖化対策の推進には、2050年までの脱炭素社会の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間団体等の密接な連携の下に行わなければならないとの基本理念が明記されました。まさに、今回の陳情事項を後押しするものであると考えております。

小泉進次郎環境大臣は、ゼロカーボンシティ宣言の参加の呼びかけの中で、気候変動問題は、私たち一人一人この星に生きる全ての生き物にとって避けることのできない喫緊の課題であると述べております。国際的にパリ協定の目標を達成し、脱炭素社会の実現に向けて持続可能で強靱な社会をつくっていくためには、国民一人一人、誰一人取り残すことなく日本社会が取り組む必要があります。それが安城に住む私が岩倉市議会に陳情させていただいているわけでもあります。

今、コロナ禍と気候変動という二重の危機にあって、新しい生活様式を取

るようになり時代の転換点にいます。大きな社会変革のときにあると思います。2050年までのゼロカーボン達成に向けて、今年、2021年の市制50周年を「つながる 育む 花咲く 岩倉」のキャッチフレーズのとおり、市民、事業者、国、近隣都市とが密接につながって連携を取り、新しい時代の脱炭素社会を、そしてSDGsが目指す暮らしやすい持続可能な社会を育み、花咲かせるための始まりにしようではありませんか。そして、この一つしかない大切な、きれいな私たちの地球、るり色の地球と花咲く岩倉を子どもたちの未来のために守り、残していきましょう。

意見陳述は以上です。ありがとうございます。

◎委員長（片岡健一郎君） ありがとうございます。

本陳情の扱いの検討に入る前に、陳情の内容について陳述人に質疑のある委員の発言を求めます。

質疑はございませんか。

◎委員（榎谷規子君） 趣旨についてはよく分かるわけなんですけど、やはり日本がこれまで脱炭素社会に向けてということで様々な動きの中で、原発を中心に考えるやり方を企業も電力会社も国も原発頼みを続けてきたという経過はどう見ていらっしゃるのでしょうか。そして、またそのことについては、原発もよしとするという内容なんですか、お聞かせください。

◎陳述人（榎原 平君） 今の質問についてお答えします。

温暖化対策が原発の推進につながるんじゃないかという意見について、まず、やっぱり温暖化対策というのは喫緊の課題であって、ここ10年が勝負だと言われているので、それは優先していかなきゃいけないと。パリ協定の1.5度目標に合わせて対策を取っていかなきゃいけないものだと考えています。その上で、どうやってそれを実現するかというのは、今も国で議論が続いているところで、ある意見としては、もちろん原発を増やしましょうという意見もありますけど、それとは別に、やはり再生可能エネルギーを増やしていかなきゃいけない、加速度的に増やしていかなきゃいけないという対立した意見もあります。原発を使わないで、再生可能エネルギーを増やしていきましょうという議論もあると思います。それは、国のほうで十分審議していけばいいと思います。

地方でやれることと云ったら、地方は原発云々というところはないと思いますんで、やっぱり地域電力だとか、家庭での再生可能エネルギーの導入だとか、そういったものを進めていくことによって、原発の電力を使わないで、自分たちが使う電力は自分たちで選ぶと。再生可能エネルギーがいいというふうに考えるのであれば、再生可能エネルギーを選んで使っていくというこ

とが原発を使わないという一つの選択肢にもなっていくので、そういった進め方をしていけば、原発を増やさなくてもいいという方法につながっていくんじゃないかと思っております。以上です。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（梅村 均君） いろいろ御説明ありがとうございました。

お聞きしたいのは、なぜこの内容をこの岩倉市に陳情されたのか、その辺り特別の事情があればお聞かせいただけないでしょうか。

◎陳述人（榊原 平君） お答えさせていただきます。

先ほどの私の意見陳述の中で申し上げましたが、2050年脱炭素というのは非常に難しい、非常にハードルが高い。どうやって実現するんだろう。恐らく市の環境課の方たちも非常に頭を悩ますんじゃないかなと思います。これを成し遂げようと思ったら、当然これは今、世界各国が2050年カーボンニュートラルに向けて、パリ協定の実現に向けて動いているところなんですけど、日本も非常に高い難題を抱えながらこれに取り組んでいこうと。それを実現するためには、全ての自治体、全ての国民、全ての事業者の人たちが全力で取り組まなきゃいけないという。

そういう中で、私は安城市に住んでいますが、ぜひ愛知県、少なくとも私ができることといえば、愛知県の中で少しでも、一つでも自治体が多くゼロカーボンに取り組んでいただくということが私のできることだと思っていますので、わざわざ岩倉まで来て私が陳情を求めているのは、この2050年カーボンニュートラルを実現するために、一つの自治体でもゼロカーボンに今すぐ取り組んでほしいという思いがあって、陳情をさせていただいております。以上です。

◎副委員長（梅村 均君） よく分かりました。ありがとうございます。

非常に厳しいものだということも言われて、私もそのとおりでなと思って、特にこの岩倉市は森林とかがあるわけじゃないので、出したものを吸収するものというのがなかなか少ないほうなのかなと思って、どんなふうにやっていったらいいのかなんてところも思うわけですけど、そういう中で、これまでも一定地球温暖化の計画というのがあって、それに沿っているような取組はしてきているんですね、二酸化炭素の排出量を減らそうとして。だから、そういう取組ではやっぱり駄目なのか。ゼロを目指して全自治体がやっぱりやっていかなきゃいけないということになるんでしょうかね。例えば、吸収するものがないとなると、排出量を減らさなきゃいけなくなると、私たちの生活の規制だとか、そういったのも考えていくことになるのかなということもあるんですが、ある程度そういったものはもう踏まえた上で、それでもや

っぱりやるべきだというような考えをお持ちなんですかね。

◎陳述人（榊原 平君） 今日、私、ここ岩倉に来る前に予想最高気温を見てきたんですけど、今日の岩倉市の予想最高気温、6月なのに33度という異常な高温をもう既に示していると。これまで取り組んできたということですけど、実際、現実、梅雨がもう5月から始まってしまって、6月なのに33度って。パリ協定の目標を下手すると2030年ぐらいでもう目標というか、1.5度に達してしまうんじゃないかということで、今世界中が大慌てで対策に取り組んでいますと。

先日のアメリカのバイデン大統領と菅総理とのリーダーズサミットでも、2030年までの二酸化炭素排出で46%削減という、これは非常に高い目標です。これでもまだ足りない。50%削減しないといけない。60%削減しないといけないという議論もいまだにされていて、これというのは、もうあと僅か10年もたたないうちに、世の中から二酸化炭素を半分は減らさなきゃいけないというせっぱ詰まった状況にあるわけです。

どうやって実現していくのか。これまでもやってきたけど、それじゃあ足りないのかという中でどうやって実現していくのか。今、正直言って答えは簡単には見つからないんですが、だからこそ、私がこの陳情で出している内容、それから先日国会で5月26日に成立した温対法のほうで、国と地方と国民とNGOで、皆さんで協力してやっていきましょうねと、学びながらやっていきましょうねと。ヨーロッパのほうだと、もう2040年カーボンニュートラルだとか、2020年カーボンニュートラルなんていうのをもう既に宣言して、それに向かって実行をしている国もあるわけなんです。あと、日本においては、環境省が先行都市をつくるということを言っています。だから、モデル都市ですね。つまりゼロカーボンを実現するモデルとなる都市を先につくって、それが先にできたら、みんなまねしながらやっていこうねということを環境省はうたっています。

なので、そういった先見事例のほうを連携しながら学んで実現していくと。今、多分この岩倉でできることというのは、温暖化やゼロカーボンについての啓発かもしれませんが、最初にできることは。そこから、恐らく、例えば公共施設のゼロエネルギービルディング化、太陽光パネルをつけてエネルギーを一切出さない。あるいは、再生可能エネルギーで公共施設のエネルギーを賄うとか、そういったことが順番に入ってくるんじゃないかと思いますが、そういった事例を他都市から学びながら、難しいゼロカーボンを実現していくことだと思います。そうすることによって実現できると思いますので、連携が大事だと思っています。以上です。

◎副委員長（梅村 均君） ありがとうございます。

もちろん実現に向けてやるんだけれども、やはりまずは目指して取り組むこと、考えることが大事だよという、そんなようなところ。何が何でもゼロにするんだと、もちろん目指すんですけど、そういう結果ありきというよりも、今の段階では目指していく、そういう気持ちになっていく、そこが大事というような捉え方でいいんでしょうか。

◎陳述人（榊原 平君） 今の段階では、目指していくんだという意識を持ってもらうというところですね。そこから、実際に実行をしていくことにつながっていくんだと思います。1年、2年で環境省のほうでモデル都市を用意してくるので、実際、先行している都市、関東圏のほうとか、愛知県内だったら豊田とかがモデルになってくるんじゃないかなと見ていますが、そういうモデル都市が一、二年で出来上がってきますので、そちらを見習いながらやっていくことになるんじゃないかなと思いますので、今は意識づけをして、そこからゴーしていこうというような流れになっていくと思います。国のほうがまだこれから法律や制度、システムについて、補助金も含めて整備してくると思いますので、それをやっぱりよく情報収集しながら、市のほうも動いていったらいいんじゃないかなと思います。以上です。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（水野忠三君） ありがとうございます。

国際的な、あるいは日本の国策、政策としても、地球温暖化対策の推進というのが進められていて、今後もそれが続いていくであろうということ、それからそれらを踏まえて、愛知県や本市においても地球温暖化対策の推進というのがなされていく。それを否定するわけではございませんが、せっかく陳述人の方がこういう活動されていてお詳しいということで、教えを乞いたいということで質問をさせていただくわけですが、日本などでも、1970年代だったかと思いますが、地球温暖化ではなくて地球寒冷化に対する懸念があったり、そういう議論があって一時期ブームになったり、あるいは近年でも地球温暖化に対して否定をする論、アメリカの共和党とか一部の方とか、あるいは懐疑的な立場を取られる方もいらっしゃいます。

また、産経新聞社の月刊誌の正論、最新号じゃなかったかと思うんですが、7月号などで、ゼロカーボン、脱炭素に対して反対という特集が組まれて、1人だけじゃなくて何人も、特集で何人も論者の方が記事を書かれております。そういった地球温暖化に対する否定論、懐疑論、あるいは脱炭素に反対という立場に対してはどのようにお考えなのか、御見解をお伺いしたいと思います。

◎陳述人（榊原 平君） 実は、私個人としては、今おっしゃられたような否定論とか、それから寒冷化だとか、そういった論評というもの、あることは知っているんですが、その内容については私はあまり存じ上げていません。少なくとも、私の陳情の内容、それから温暖化の対策については、既に菅総理が去年の10月の所信表明演説、それから環境省での動き、そして衆参両院での気候非常事態宣言の全会一致の決議、これは国会、衆議院議員、参議院議員の方たち全員が決議をされたことなので、そういう合意があったと思いますが、そして先日の5月26日の改正温暖化対策法の成立、これも全会一致で成立したわけですが、いろんな論評があることは、民主主義なのであって当然だとは思いますが、少なくとも国、国会、環境省は、地球温暖化に向けて推進を進めているわけですから、そういう意見はあったとしても、市や行政は、国際的に進められている温暖化対策に向けて推進を進めていくべきじゃないかなというふうに私は考えております。以上です。

◎委員（水野忠三君） ありがとうございます。

国の政策として進めているのでというお答えだったと思います。

それで、もちろん今、国際的な取組とか国策として、国の政策として進められていることなので、それを否定するとかいうことだったら別論ですけども、それを前提にして活動されているということだと思います。

それで、脱炭素、あるいは二酸化炭素の削減ということで、ちょっと抽象的、具体的な数字を求めているわけではないですけども、現在の状態から減らしていきたいのか、キープしていきたいのかということをお伺いしたいと思います。

それはなぜかという、産業革命以後とか、そういう短いスパンで考えれば増えているわけですけども、地球ができてからとか、本当にそういうレベルでいったら、長期的なトレンドでは二酸化炭素はむしろ地球上では減少している。これは、例えば、極論ですけど、地球ができた頃とか、原始大気とかそういうことでいったら、現在は二酸化炭素の濃度が1,000分の1以下になっていますし、あるいは中生代、恐竜が栄えていた時代、例えば白亜紀とか、そういう時代であれば、最大値が2,400 p p mか、1,000から2,400 p p mで、現在が400ぐらいで、最大値を取ると、白亜紀の恐竜が栄えていた時代は、今よりも二酸化炭素の濃度が6倍ぐらい高かったんじゃないか。つまり、現在のほうが恐竜が栄えていた時代よりも6分の1ぐらいの二酸化炭素濃度ではないかというふうに言われています。

ですから、地球ができた原始大気のとときと比べちゃったら、今は二酸化炭素濃度1,000分の1以下です。数千分の1以下ですし、恐竜とかが栄えてい

た中生代の白亜紀だったら6分の1ぐらいで、実際に人類が出した二酸化炭素が原因かどうかということも議論があると思うんですが、今の状態を続けるべきなのか、もっと減らすべきなのかとか、そういう個人的な見解としては、二酸化炭素濃度はどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

◎陳述人（榊原 平君） 今、恐竜の時代云々、人類が生まれてから二酸化炭素云々というお話がありました。まずその点について申し上げますと、人類が生まれて恐らく6,300万年ぐらいかなというふうに私は今記憶しています。そして今、今のこの文明ができて数千年程度ですね、六、七千年程度のものだと思いますが、この期間、人類が今のようになれるようになったのには、やっぱり気候の安定というのがあったからこそ、文明は壊れずに人類は進化を遂げて、今のよう高度な文明をつくるに至ったという。

そういう中で、現在の二酸化炭素濃度210 p p mから220 p p mと非常に高い数値を示しています。この高い数字というのは、少なくとも何百万年というスパンで見たら、これまでなかったもので、過去にその数字を示していたのは、人類が生まれる前に示していたわけです。ということは、今のこの高い二酸化炭素濃度というのは、人類にとっては未体験なものなわけです。そうした中で、今の文明を保っていけるかということと非常に不安、不信があると。食料を確保していくこと、水を確保していくこと、農業を保っていくこと、そして近年の水害や台風、そして今日も33度という予想が出ていますが、猛暑に対応していこうと思ったときに、それでいいのかということになったら、それはよくないと思います。それを止めていかなきゃいけません。

今、二酸化炭素がどうなっているかといったら、先ほど数字を申し上げましたとおり、210 p p mから220 p p mと右肩上がりです。今、国連パリ協定でやろうとしていることは、この上昇しているのをまずは止めましょう。年間、二酸化炭素が増えていく一方なので、増えるのを止めましょう。それがカーボンニュートラル、ゼロカーボンというわけです。止めた後は、今度は減らしていきましょう。今、人類は二酸化炭素を減らす技術を持っていません。森林に吸収させて二酸化炭素を減らす、海水に吸収させるという以外に具体的に有効的な二酸化炭素を減らす方法というのは、人類はまだ、研究しようとはしていますが、持っていません。

そういう中で、今やれることといったら排出を止めることです。排出を止めて、今進行している温暖化の進行を止めるというのがまずやることだと思います。今、もうそれをやるだけでも大変なことで、僅か2030年や2050年までにCO<sub>2</sub>排出をなくしてゼロに持っていこうということ、これだけでも大変なことなわけで、まずは、二酸化炭素の排出を止めるということが今必要

なことだと思っています。以上です。

◎委員（堀 巖君） ありがとうございます。

今の話の中で、森林が回収する、海が吸収するというところで、排出の抑制とともに吸収系のほうで全体的に抑えるという話だと思うんですけども、例えば、もっと森林を増やすだとか、アマゾンのほうで大規模な火災が起きて、いろいろなところで森林火災が起きてすごい消失して、そういったことも影響を与えているという報道も聞くところですけども、どのぐらいの率で森林とか海というのは、人類が出すのに対してどのぐらいの効果があるというふうな御見識というか、あれば教えていただきたいんですけども。

◎陳述人（榊原 平君） 今の質問なんですけど、実は、私はその具体的な数字までは存じていませんで、ただ、少なくとも、今二酸化炭素を減らそうと思ったら、やっぱり植林を進める、あるいは今、木を切ってしまうと、先ほどもアマゾンとか東南アジア、そしてアフリカのほうとかでも焼き畑農業とか、土地を開発するために森林が伐採をされてしまっている。あと、パーム油とかを作るためにマングローブを潰してしまったりとかということが問題になっていますが、そういったものを止めて森林を確保して。

あとヨーロッパのほうだと、もう何億本という木を植えようというような動きが起きていて、恐らく日本でも同じ動きがすぐ起きてくると思いますが、取りあえずは山間部などに森林を増やして吸収させると、そして排出を抑えると。そこから、もしかすると技術的に二酸化炭素を何か違うもの、ドライアイスだとか、何か産業用に加工する、コンクリートにしてしまうとか、そういった技術、今は一生懸命研究していると思うんですけど、炭素固定化と言いますが、そういった技術はこれから生まれてくるかもしれませんが、まだ今そういう技術が完成しているわけじゃないので、今はまず意識啓発して、今出しているものを止める、ストップするというところでやっていくしかないのかなと思います。

はっきり言って、これはどうなるか誰も予想がつかないというか、いろんな予想はされているんですけど、どこで何がどう起こるかというのは、実は正確な答えは誰も、人類が体験したことがないので、予測不可能なんです。だからこそ、やっぱり二酸化炭素排出を抑えて、自分たちでコントロールできるような範囲で人類は生きていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。以上です。

◎委員（水野忠三君） すみません。ちょっと最後、自分の質問の続きで、あまのじゃくな質問の続きになってしまいましたが、植物が育つには、いわゆるその要因として光とか温度、気温、あるいは光合成などを考えていただく

と二酸化炭素濃度というのがございます。それで、光の強さとか、温度とか二酸化炭素濃度で、どれかが低いとやっぱり成長が阻害されてしまうと。現在の地球上での二酸化炭素濃度は、植物が精いっぱい育っていくのについては、むしろ低過ぎて限定要因になっているという考え方があります。これは、要するに簡単に言うと、もっと二酸化炭素濃度が高ければ植物がもっと勢いよく育つと。

それで、食料増産などを考えた場合に、あまりにも二酸化炭素濃度を抑えることが果たして人類にとって幸せかという議論もあるかと思います。これらは、食料だけではございませんけれども、特に念頭に置いているのは食料危機とか、そういうことを念頭に置いているんですけれども、二酸化炭素濃度があまりにも低いということは、逆に植物にとっては限定要因、成長阻害要因になるんじゃないかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

◎陳述人（榊原 平君） 今、農作物、植物が育つには二酸化炭素濃度が低いというお話がありましたが、1985年頃で二酸化炭素濃度は350 p p mで、今現在が410 p p m、420 p p mで、少なくとも私たちが日本で江戸時代とか、室町時代とか弥生時代、平安時代と、この日本が栄えてくる間に、日本が成長してきた期間での二酸化炭素濃度というのは、いわゆる産業革命前の350 p p mとか三百数十 p p mと。その中で、私たちの農業や日本という国はつくられてきて、農作物を食べて、日本としての春夏秋冬という四季を感じて、文明や文化をつくってきたわけですよ。

これは、二酸化炭素を増やして、農作物が増えるという説があったとしても、それで気候が変わってしまっただけでいいかといったら、やっぱり私たちはこれまでの日本に養われてきた春夏秋冬という四季と、それに基づく文化、二十四節気とかいろいろあると思いますが、そういったものを大切にしていかなきゃいけないと思います。これが温暖化してしまっただけで、亜熱帯になってしまっただけで、雨季と乾季みたいなものになって、それでも生きていけるのかもしれないが、そうじゃなくて、やはり日本に住んでいる限りは四季を守って、日本の文化を大切にしていかなきゃいけないなと思います。そのためには、やっぱり気候を安定化させて、日本の文化が養ってきたときの二酸化炭素濃度を保つことが優先されるんじゃないかなと思います。以上です。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（梅村 均君） 執行機関に状況を確認したいんですけれども、ゼロカーボンシティ宣言を検討されたことはあるんでしょうか。ゼロカーボンシティ宣言に関する状況を教えてください。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） ゼロカーボンシティ宣言については、具体

的な検討というのはしておりません。もちろん情報としては知っております。

これについては、今御紹介にあったように、多くの自治体で宣言がされているといった実情があるといったことは把握しております。ただ、こちらについてはゴールとして、宣言というものはあるんですけど、途中のどうしていくのかというのは、今お話があったようになかなか見えてこない部分がありまして、今後、榊谷委員がお話しされていたように、やっぱりエネルギー問題というのが一番大きな課題で、地球温暖化の炭素を出す原因の4割ぐらいがエネルギー関係だよと。

しかも、その中の7割ぐらいが化石燃料を使ったものになっているという現状を全く変えなきゃいけない。燃やさないようにしなきゃいけない。そのときは、原発の議論というのが、委員が危惧されているようにあるのかなというところと、その辺をどういった御理解をいただけるか、市民の方々に御理解いただけるかという部分と、もし再生可能エネルギーを使っていくという形でやれば、大規模な設備投資が必要になる。そうすると、それはすなわち料金に跳ね返ってくる。これをどこまで許容できるかといったところも、市民に大きな負担をかけるといった部分もございますので、一朝一夕にはなかなかいかないのかなというイメージはあります。

なので、今、岩倉市では、令和3年、4年に環境基本計画を策定する予定をしております、この中で地球温暖化計画の実行計画の区域施策編というものを検討してまいるという状況にございますので、この中で、識見者の先生も見えますので、意見としてお伺いしながら、検討課題の一つとして上げていくといった取組はできるのかなというふうに考えております。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君） 陳述人の方、いろいろ本当に勉強になるお話を聞かせていただいてありがとうございます。ゼロカーボンに向けた取組は本当に重要なことだと私も思っております。

そういった中で、今、再生可能エネルギーという話が出たんですけども、再生可能エネルギーの導入目標ということで、ゼロカーボンシティ宣言している自治体においても、まだ3割程度しかこの目標が達成できていないという、目標ができていないという、そういった報道があるんですけども、そういったことに関しては、財政面の関係だと思うんですけど、いろいろ問題あると思うんですけども、そういったことについてはどのようにお考えでしょうか。

◎陳述人（榊原 平君） ゼロカーボンシティについて、この動き自体がまだ1年前とか、1年ちょっと前から始まったばかりということで、やはり順

序立てていくと、まずは意識啓発でどうやってやっていきたいと思いますというこ  
とを本当に皆さん知恵を絞ってやっていくと。その中で、だんだん答えが少  
しずつ見えてきているかなというのが今の現状だと思っていまして、先日の  
26日の地球温暖化対策推進法もそうですが、再生可能エネルギーを増やして  
いきたいと思います。そのために、環境省のほうもいろいろ補助金パッケージ、支  
援パッケージを用意されていると。

あと、公共施設のゼロエネルギー化、もう一切エネルギー、プラス・マイ  
ナス・ゼロになるようにやっていく、ZEB化と言うんですけど、これも補  
助金を用意されているような状況で、さっき3割とかという数字がありまし  
たが、これがこれから加速度的に増えていくという状況で、再生可能エネル  
ギーは今、全然足りていません。足りていないからこそ、先日の出来上がった  
法律で増やしていきたいと思います。風力発電なんかもう何百倍、何千倍に増  
やして、太陽光パネルも義務化するとかしないとかというような議論がある  
とおり、爆発的に増やしていきたいと思いますという動きがあるので、これからそ  
の動きが出てくると思います。

今までのやっぱり目標の数字が低過ぎたということもあって、これが先日  
の菅総理の2030年までの46%、これはめちゃくちゃ高い、本当に世の中の風  
景が変わってしまうぐらい高いと思うんですが、それが僅か数年、9年ぐら  
いで起こるわけですから、これまでの数字は低かったかもしれませんが、こ  
れからは非常に大きくなるんで、やっぱりその流れに岩倉市も乗っかって、  
補助金も得て、まちづくりに生かして、新しいまちづくりをやっぱり国と地  
域と市民と周辺自治体なんかも含めて連携して、新しい岩倉市をつかって、  
遅れないようにしていくことが大事なんじゃないかなと思います。以上で  
す。

◎委員（黒川 武君） 時間も相当長くなっておりますので、同じことを繰  
り返し聞きません。

今、お話を聞いて、かなり崇高な目標に向かって、本当に熱意あるお話を  
聞かせていただいたなと思いつつも、この活動というのは個人で行われてい  
ますか、それともどこかの団体に所属して、愛知県は陳述人が担当だとされ  
ているのか、その辺はどうなのでしょう。

◎陳述人（榊原 平君） お答えします。

私は全くの個人で行っています。それぞれの地域での陳情であったり、請  
願であったりということになると、地域の人たちと連携したりはしていますが、  
愛知県における私の請願、陳情の活動については全くの個人で、私一人  
だけで行っています。以上です。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結します。

本陳情の取扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

◎委員（黒川 武君） 本市は、令和3年度から向こう10年間に向かって、第5次総合計画を新たに策定し、今後に向けて様々な施策を推進していくという段階に今あるわけです。その中でも、第4章の環境にやさしいというおあいあふれる安全なまち、その基本施策の23に総合的な環境施策の推進といったものがあります。その下での単位施策として、低炭素型社会の推進と、あるいは自然共生と生物多様性の保全と、生活環境の保全と、そういった施策を今後行政のほうで推進するという段階にあるわけです。

それとあわせまして、本年1月に再選された市長の3月定例会における所信表明においても、清潔で地球にやさしいまち、持続可能なまちということで、市長なりの地球温暖化対策についての考えが述べられたところでありまして、そういったことを受けて、今後、岩倉市としてどうしていくのかというのは、議会としてもきちっとやっぱりチェックしていかなきゃいけないだろうと。チェックだけでは駄目で、議会自らがこういった施策はどうかという提言も含めながら、議会としてやっぱりやっていかなきゃいけないだろうなと思うんですが、ただ陳情事項を見ても、確かにゼロカーボンシティ宣言が主なものかなと思いつつも、あとのところというのは、抽象的な内容にすぎないものです。現在、市が今まで進めてきた、今後も進めようと、そういったものと重なるというのか、そういう部類もありますので、ここは結論を出すよりは、むしろ熱意のある一県民の方からこういった陳情をいただいたと。我々もその説明をしっかりお聞かせをいただいたという意味合いで、処理の仕方としては聞きおくといったところで処理してはどうかと思います。いかがでしょうか。

◎委員（堀 巖君） 私は、陳情者の方の御希望が請願並みで取り扱ってほしいという切なる思いを冒頭に述べられたことを受けて、今、黒川委員が言われたような、1番以降は抽象的で既にやっていることだと言いながらも、昨今の地球温暖化対策の推進法が改正されて、そういったことを後押しして、本当に命に関わる問題だというふうに私自身思っているので、請願並みに採決をしていただくという、そういう意向に沿うべきだというふうに思います。

◎委員（水野忠三君） 私は、黒川委員の聞きおくというのに賛成でございます。それは、決して大切に思っていないわけではなくて、むしろ各議員一人一人がしっかりと受け止めさせていただいて、その願いといいますか、そ

の理想を共有できるところについては、しっかり一議員がそれぞれの政治信条に従って活動していく中で体現していくべきだと思いますし、この陳情事項につきましては、様々な受け止め方、解釈の仕方があるもの、多様なものですし、そういったことを考えますと、一人一人の議員が胸に置いて、しっかり受け止めさせていただいて、それで今後の活動に反映させていくということで、聞きおくということによろしいのではないかと考えます。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに意見はございませんか。

◎副委員長（梅村 均君） 私も、地球温暖化対策を行うことは賛成なんですけれども、まずこの問題については、議会のほうで勉強しながら、執行機関のやり方を見守っていくということでもいいのかなと思います。先ほど執行機関のほうも、今後の計画の中で検討課題、取組になっていくんじゃないだろうかという認識もありますので、あえて採択をするというよりも、もう議会は議会でこの問題について考えていくという、受け止めてですね、そういったところでいいのではないかなと考えます。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに意見はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） いや、聞きおくにしちゃうと、非常にしっかり今、陳述人の意見もお聞きし、そのままでいいのかなという思いがあります。陳情のゼロカーボンシティ宣言まではしていないけれど、全て岩倉市はこの庁舎自身も環境にやさしい庁舎として造っています。温暖化対策も十分に、市民と協働で環境行動をやっているところが幾つもあるんですが、それを今回の陳情を受け止め、より進めるという立場でも、聞きおくだけでいいのかなという思いがあるんですが、聞きおくと採択の間というのがないのが非常に、何かないでしょうか。趣旨採択という形でどうでしょうか。

◎委員長（片岡健一郎君） 今、梶谷委員から趣旨採択という意見がございましたが、委員の意見はいかがでしょうか。

◎副委員長（梅村 均君） もちろん趣旨採択でもいいですし、全面採択でも、採択を採るなら採択になるんですけれども、あえて採択して、執行機関に送らなくてもいいのではないのかなと。まず、やっぱりこの問題は執行機関も捉えていますし、議会は議会として受け止めてやっていくものとしてこの陳情を受け止めればいいのではないかなということなんですけどね。

◎委員（鬼頭博和君） 私も、本当に素晴らしい内容ですので、取り上げていきたいなと思うんですけれども、皆さんの御意見としては、やっぱり議会のほうでしっかりまた受け止めて、今日、陳述人の方の御意見も執行機関も聞かれていますし、そういった意味では、また新たな段階に入っていくんじゃないかなと思いますので、そういった意味で、今、梅村委員が言われたよ

うに、議員の中でしっかりと受け止めて、今後を見守っていくという形がいいのかなというふうに思っております。

◎委員長（片岡健一郎君） ありがとうございます。

各委員の今御意見をいただきまして、聞きおくという意見のほうが多いように感じております。

お諮りいたしますが、本陳情においては聞きおくということで、各委員において熟読していただきますようお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 異議なしと認めます。

それでは、本陳情は聞きおくいたします。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（片岡健一郎君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

続いて、議案の審査に入ります。

議案第51号「岩倉市路上喫煙の規制に関する条例の制定について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 私のほうから、全体を通してちょっと幾つかの点でお聞かせをいただきたいと思いますが、委員長、それでよろしいですね。

◎委員長（片岡健一郎君） 許可します。

◎委員（黒川 武君） お願いいたします。

規制に関する条例ですので、きちっとしたというのか、細い点を含めてお聞かせをいただきたいなと思います。

まず最初に、第5条に事業者の責務というのがありまして、その第1項に市が実施する路上喫煙の規制に関する施策に協力しなければならない、第2項は、その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないというふうにあります。

それでは、市は事業者の方々にどのような協力を期待しているのか、またその他必要な措置の具体的内容はどのようなことを考えているのか、この事業者の責務に対して市は指導できるのかどうなのか、そここのところをお聞かせいただきたいと思います。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 条例における事業者の責務についての御質問をいただきました。

ただいまのお話にありました施策に対する協力という部分です。協力という部分については、基本的に条例の目的に対する関心を持っていただいて、理解を深めていただくこと、これがまず第一義的に必要なことかなというふうに思っております。それから、路上喫煙の防止についての、例えば行事等が行われた場合には御参加いただくだとか、事業者自らも情報発信をしていただく、努めていただくといった部分。それから、喫煙所や路上の美化に関して、条例の目的を理解いただいて、御協力いただくといった部分が想定をされております。

また、必要な措置についてでございますけれども、こちらは市からの啓発物品の掲示等も想定されますので、そういった措置だとか、従業員に対する条例周知を行いまして、喫煙マナーに対する取組を行っていただくだとか、あと事業所の敷地内に適切な喫煙所を設置していただいて、路上喫煙の防止につなげていただくといったことを想定しております。

また、市が指導できるのかというお話がありましたけれども、これは指導ではなくて、協力の依頼という形になるのかなというふうに思っております。

◎委員（黒川 武君） 続いて、昨日の本会議でもちょっと質疑があったところですが、第6条の路上喫煙禁止区域の指定等についてです。

それで、当該区域の住民や事業者、関係団体の意見を聞くということですので、その辺の意見聴取から指定の決定までの間、第三者による禁止区域の指定について意見聴取を行う考えはあるのかということと、市民参加の形で路上喫煙禁止区域の指定等に関する委員会を設置する考えはあるのか、そういったことは検討委員会でもって議論はされてきたのか、そののところをお聞かせいただきたいと思っております。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 最後に検討委員会で議論されたかという御質問がありましたけれども、昨年度、検討委員会を5回ほど開かせていただきました。この中で、禁止区域の具体的な区域を各委員さんに御提示いただきまして検討を進めてきたといった経緯がございます。ですので、現在想定している駅西、駅東のロータリーに隣接する地域は、事業者の方以外には、禁止区域の指定に関しては意見を改めて求めるといったことは予定はしておりません。

それから、今後のことになりますけれども、禁止区域の指定の見直し等の議論についてでございますが、こちらは、必要が出てきた場合については、環境審議会等でお諮りして御協議いただくといったことを想定しております。

◎委員（黒川 武君） それでは、同じく第6条第2項のところに、路上喫煙禁止区域を指定しようとするとき、あらかじめ当該区域の住民、事業者及び関係団体の意見を聞くというふうにあります。これについても、昨日も質疑があったところですが、どのような方法で、例えば個別で聞くのか、あるいは集団単位で行う会議形態なのか、アンケート方式なのか、直接の聞き取りかなど、どのような方法で聞き取りを行うのか。そこのところのお考え方をちょっとお示ししていただきたいと思います。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 禁止区域の指定についての意見聴取といった部分でございます。

こちらは、先ほど検討委員会でも案をつくるために御意見をお伺いしたということをお話ししましたが、禁止区域に隣接する事業者の方々に条例の目的と趣旨、その方法みたいなものを全て丁寧に説明しながら、個別に訪問をして意見聴取をしていきたいというふうに考えております。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） それで、第6条第3項でも、路上喫煙禁止区域を指定したときは、規則で定める事項を告示しなければならないということで、僕は、これの施行規則のところで具体的な施策、あるいは推進方策というものが出てくるのではないかなと思うんですが、しかし、現在まだ施行規則案そのものが私たちにまだ示されてはおりませんので、施行規則案があればお示しをしていただきたいと。もし、まだ準備中ということでありましたら、骨子案、または概要の説明をお願いしたいと思います。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 条例についての施行規則についてでございます。

こちらは、今お話がありましたとおり準備中でございます。中身については、今言われたような条例の中身についての条文があるわけではなくて、各先進自治体、これまで条例を定めてきた自治体と同じ内容になるんですけれども、中身については条例を受けて、路上喫煙の禁止区域の指定、変更、解除に関する区域と発効年月日、要はこの地域が禁止区域で、いつから発効しますよという部分と、指導員の身分証明書についての条文、この2点が主なものといったことになります。

◎委員（黒川 武君） ちょっと質疑が長くなって申し訳ございません。あと2つほどお聞かせいただきたいと思います。

附則で、本年9月1日から施行すると言いつつも、第8条の規定は12月1日からの施行になっておるんですね。これは周知のための準備期間とは思いますが、この3か月間というのは、規制の実効性が担保されないのではな

いかと。事実上、この3か月間というのは、禁止区域に持っていくに当たっても、まだ禁止区域としての指定がなされていなければ、事実上、喫煙行為が許されるものになるのではないだろうかと思うんですが、この3か月間の扱い方についてはどのようにお考えでしょうか。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 黒川委員言われるとおりでして、禁止区域の指定というのは、周知期間というものを設定しなきゃいけないと。要は、区域がどこにあるのか、ここではたばこを吸ってはいけませんよというのを知っていただく期間として12月1日までの期間を取っております。ですから、9月に条例が施行されてから3か月間というものについては、条例上の市民の責務である第4条に従った行為、いわゆる人に迷惑かけずに、生命、財産を害さないような形での喫煙、いわゆる人に影響を及ぼさないような喫煙というのを守っていただく行為が、想定している禁止区域内でも求められるとといった状況なので、そのことについては市民の皆さんに十分周知をしていきたいというふうに考えております。

◎委員（黒川 武君） これで最後とさせていただきます。

これは、ちょっと建設部の維持管理課とも関連をしますので、お願いしたいと思います。

パブリックコメントの意見の中に、喫煙所の設置について条文に記載してほしい、そういった意見があったと。それで、それに対する市の考え方は、喫煙禁止区域を指定する場合には、その区域内に喫煙所を設置する予定です。この場合、条文上に特段の規定がなくとも設置は可能であると考えますというのがパブコメの意見に対する市の考え方だったんですね。確かに、この条例上定めがなくとも、喫煙所は市が設置するものです。そして、第5回の検討委員会において、市の説明では、喫煙所は駅西のロータリーの中央の広場内、駅東はトイレの裏を喫煙所とし、植栽を用いて目隠しと煙対策を施したいと説明を検討委員会ではしているところです。

そうしたところから見ると、形態は箱物ではなくて、一定の場所の空間であるというふうに思われます。それで、条例上の第2条の道路等の定義では、「広場その他屋外の公共の場所をいう」というふうにあります。これを読む限りは、ここに喫煙所の設置根拠があるのかなと思ってはいましたら、第2条の路上喫煙の定義では、道路等について、括弧書きで「専ら喫煙の用に供するため設置された区域を除く」というふうにあるわけです。そうすると、喫煙所というのは、広場内に設置する場合、設置された区域というのは、道路等から除かれるのかどうなのか。もし除かれるとするとすると、喫煙所の設置の根拠はどこにあるのかという点。そして、喫煙所の位置づけとして、

岩倉市公共用物の管理に関する条例というのがありまして、その条例で定める公共用物に該当するのかなのかと、こういうところを聞かせていただきたいと思います。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 喫煙所を設置した場合、喫煙所は道路等から除かれるものではないというふうに考えております。というのは、路上喫煙の定義の中で、道路等で喫煙することを言っているんですけども、その中で喫煙所で吸うことは除きますという条文になっているので、いわゆる路上喫煙の喫煙場所を道路から除いてしまうという説明にはなっていないという状況でございます。

それから、喫煙所は公共用物ではないかという御指摘がございましたけれども、この条例上の解釈として、喫煙所は公共用物としては該当しないという考えでおります。そのため、今指定しようとしている駅西、駅東のロータリーについては、こちらは道路ということになっておりますので、道路法上の占用を行うといった予定をしております。以上です。

◎委員（黒川 武君） 本当はここで終わろうかなと思っておったんですが、今、公共用物には該当しないが、ロータリー内に設置する場合は道路法上のものであるといったことなんですが、じゃあその場合に、言ってみれば道路の附属物だろうと思うんです。そこに喫煙所を設置するということは、恐らく決裁行為か何かで設置することになるだろうと思うんですが、ただ公共用物に関する条例の中で、何人もしてはいけない行為というのがあるわけなんです。

それで、建設部の維持管理課の方にもお聞きしたいというのは、今言った公共用物の管理に関する条例の第3条に行為の禁止というのがあって、何人も公共用物において、次に掲げる行為をしてはならない。その中の第3号で、公共用物の保全または利用に支障を及ぼすことと言っているんですよ。だから、ロータリーの中で喫煙所を設けるということは、植栽をして喫煙所であることを示して、非喫煙者、たばこを吸わない方が寄らないようにといった注意喚起も必要だろうと思うんですが、問題なのは、道路等の公共用物については何人も利用できるんですよ。

ただ、その利用に支障を及ぼしてはいけないというのが第3条の行為の禁止なんです。わざわざ何人もとも言っているんです。何人もということは市も含まれるんです。市が除外するんじゃないですよ。何人も次の行為はしてはならない。その中の一つとして、第3号に利用に支障を及ぼすことはしてはいけないと。そうすると、喫煙所を設けることは、利用の支障に該当するのかなのかというところがポイントになると思うんですが、そののと

ころをちょっと、今審査している条例と公共用物の管理に関する条例との整合性をどのようにお考えになるのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎維持管理課長（田中伸行君） まず、公共用物に関する条例につきましては、こちらにも定義がございまして、第2条の第3項、道路というところがございまして。その中の定義の中で、ここで言う道路の定義なんですけれども、市道路法によって市道認定された道路以外のものを公共用物として示しておりますので、まず道路上で何か今のような、例えば路上喫煙所を設けるといった場合に、まず条例が当てはまってこないということになります。ですので、通常、道路法でいいます32条で占用許可とかあるんですけれども、そちらで許可をしていくと。道路法の中でも通行人の邪魔になったりするものは当然設置できませんので、邪魔にならないところで設置していくということになっていきます。以上です。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君） 8条の指導のところ少し。

本会議のほうでも質問があったんですけれども、どういった形で指導するのかということで、職員が2名1組で指導するというようなお話があったんですけれども、もう少し具体的に、どれぐらいの頻度で回っていくのかとか、そういったことがもし決まっていれば教えていただきたいなと思います。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 本会議でお話しした内容以外に、少し担当と議論しているという、正確に決まったものがあるわけではないんですけれども、本会議でお答えしたとおり、12月1日の全面施行に向けて、そちらからは1週間程度、ここは禁止区域ですといったことを周知しながら回らせていただくかなというふうに考えております。あと、月に1回程度は、通勤・通学の方が多い時間帯を狙って、朝・夕になるかと思いますが、そちらを狙って職員がパトロールさせていただく、周知啓発を兼ねてパトロールをさせていただくといった状況を考えております。

それから、シルバー人材センターが駅周辺の清掃活動をしておりますので、そういったところでも、委託した中で、周辺でパトロールしていただけるといって、パトロールじゃないんですけれども、見ていただけるという部分もあるので、その辺りからもこういった状況ですよといった情報収集なんかもできればいいのかなというふうに考えております。

◎委員（堀 巖君） 先ほどの黒川委員の質問に対する答弁でちょっと疑問なところがあるので教えてください。

まず、第5条の事業者の責務ですけれども、ここは義務規定でなければならないということになっています。さっき言ったイベントとかに事業者

参加してくださいというのは、あくまでそれは依頼であって、義務ではないというふうに思うんですけれども、それを義務にしちゃうと、例えば営業していて、営業時間内にしなければならないというふうに言っちゃうと、これはまずいというふうに思うんですけど、まずどうでしょうか。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） この辺りも、責務といったところで、協力しなければならないというふうになっておりますけれども、本会議でもお話ししたとおり、禁止区域の喫煙に対して、例えば厳しい行政指導だとか、そういったことを考えているわけではなくて、市民等の全体の意識だとか、条例の目的の習熟度といいますか、そういったものを上げていこうといったところが検討委員会でも議論をされまして、そういった意味では、各事業者、市民、市も当然なんですけれども、そういったところの意識を上げていくと、強い意思を持って上げていくといったところからいくと、協力をしなければならないといった少し強い表現になりますけれども、そういった取組になっているといったところがこの条例の状況でございます。

◎委員（堀 巖君） ここでいう路上喫煙の規制に関する施策というところの解釈については、もう少し限定的にされたほうが後々スムーズにいくのではないのかなというふうに思います。これは指摘です。

次に、施行の関係です。

さっきの9月1日から施行するというので、実際9月1日から路上禁止区域ができて、喫煙所が設置されて、例えば第8条のところただし書として、12月1日からとなっているだけであって、9月から、例えば市民の人がここはたばこを吸ったらあかんと場所ですよというふうに、吸っている人を見つけて呼びかけて教えてあげるといのは禁止するものではないというふうに思うんですね。そここのところの解釈はどうですか。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 禁止区域の指定は、あくまで12月1日からはになるので、その間は、先ほど申しましたように、市民の責務としての路上喫煙をするときは、他人に迷惑をかけ、または他人の身体もしくは財産に被害を及ぼさないよう努めなければならないという条文が市域全域で適用されることになるので、あくまでも12月1日からは指定した禁止区域内での路上喫煙は禁止という措置になるというふうに考えています。

◎委員（堀 巖君） 分かりました。

第6条で指定することができると言っているの、現実的に指定するのは12月なんですね。それまでは指定をしないということなのでという解釈でいいというふうに思いますが、それでいいんですよ。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 今の確認ですけど、施行が9月1日からなのは、6条も9月1日からだとは思っていたんですが、路上喫煙禁止区域も12月1日から施行ということなんですか。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 施行については、こちらの8条については12月1日ですけれども、それまでの間は全て全面施行です。ただ、禁止区域の指定自体が12月1日になるので、それ以降に効力を発揮するという仕組みになっております。それまでは、禁止区域を予定している場所も、先ほどから申し上げているように、4条の市民の路上喫煙するときの責務といったものが該当するといった状況になります。

◎委員（梶谷規子君） はい、分かりました。

もう一点、路上喫煙の禁止区域を指定するという事で、喫煙所が設けられるということなんですが、喫煙所が東にも西にもということ、喫煙所がやはり女性の危険な場所にならないかという危惧をしてしまうんですが、そこら辺は具体的にどのような配慮をされるのかお聞かせください。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 防犯面について、これも検討委員会でも議論になりました。駅周辺ということもあって、夜間もある程度明るさは確保されているといった状況が確認されています。ただ、人の滞留の時間だとか状況によって、犯罪につながるような事案につながってはいけませんので、利用状況を確認しながら、警察等のパトロールの依頼をかけるだとか、そういった方策は取っていきたいというふうに考えております。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（水野忠三君） 条文の4条と7条に、市民等とはということで、この7条もある意味市民としての責務だと思いますが、あえて4条、7条を分けた理由と、ちょっとこれは客観的にいうことではないかもしれませんが、7条のそもそも市民等は路上喫煙をしてはならないというのが中心であって、そちらのほうがむしろ中心といいますか、4条に書かれてあることも大事ですけれども、路上喫煙はしないでくださいというほうが中心ではないかと思うんですが、後ろになっているというのはなぜかということをお伺いしたいと思います。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） こちらは、岩倉市全域を禁止区域にするといった議論であれば、路上喫煙はしてはならないということで終わってしまうんですけれども、あくまでも検討委員会で議論をした中でも、市域全域を禁止区域とするというのは適当でないという結論になりました。それで、あくまでも岩倉市内の駅周辺というのは、人に迷惑をかけずに喫煙することが可能ではない場所といった位置づけで禁止区域として指定をするという中身

になっております。

指定をした場合は、禁止区域を規則で示して、いつから発効しますよという、禁止区域を既に条例の中で指定することができるという位置づけになっていますので、基本的には4条で言いますところの市民の責務である路上喫煙をするときは迷惑をかけないように吸いましょうと。ただ、迷惑をかけないように喫煙することができない場合は、禁止区域を設けて、その禁止区域については、7条で言うところの禁止区域においては、どんな形であっても路上喫煙をすることはできないというつくりになっているという状況でございます。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（榊谷規子君） 路上喫煙禁止区域は、岩倉駅だけになっているんですが、大山寺駅や石仏駅は考えられなかったんでしょうか。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 先ほど路上喫煙を指定するときの定義として、人に迷惑をかけずに喫煙することができない地域について、禁止区域として指定するといったことは、検討委員会での議論の中での結論といったこととなります。そんな中で、岩倉駅の利用客については約2万8,000人ぐらいいまして、石仏駅、大山寺駅につきましては、石仏駅で約4,000人、大山寺駅で約2,000人といった状況ですので、検討委員会の議論の中でも、いわゆる人に迷惑をかけずに喫煙することができない地域として指定するのは、現段階では少し適当ではないんじゃないかという議論になりまして、岩倉駅周辺、駅西、駅東のロータリーを指定するといった結論に至ったということでございます。

◎副委員長（梅村 均君） それに関連して、第6条で、市長が禁止区域を指定できるんですけど、特に必要があると認める区域ということで指定できるんですけど、それも同じように人に迷惑をかけないようにという、そのところがある一定の基準というのか考え方で定めていくようなことになっていくんでしょうか。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 全くそのとおりで、先ほど御説明したとおり、喫煙する場合に人に迷惑をかけずに喫煙ができないといった地域はどこでしょうかといったところを考えたときに、検討委員会で岩倉駅の駅西、駅東のロータリーといった部分については難しいでしょうという結論に至ったという判断基準といったところで、区域の案をつくらせていただいております。

◎副委員長（梅村 均君） 今後もそういった考え方ということによろしいですか。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 今後、岩倉市内の人の流れといいますか多

さみたいなものを鑑みて、そういった環境が生まれてきて、これは必要性があるだろうというような議論がありましたら、新たに指定するということは考えられると思います。

◎副委員長（梅村 均君） あと、警察はどのように関係するのかという点はどうでしょうか。先ほど、パトロールの依頼なんかはあり得るようなこともありましたけど、警察はどう関係するのでしょうか。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 先ほど申し上げたパトロールの依頼といったところが主なものになるのかなというふうに思っております。ただ、利用状況について、犯罪につながるようなことがあってはいけませんので、できるだけパトロールしなくていいような環境をつくり込めたらなというふうに思っていますが、現在ところ想定しているのは防犯に対してのニーズがあれば、パトロールを依頼していくといったことになります。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（片岡健一郎君） 討論はないようですので、直ちに採決に移ります。

議案第51号「岩倉市路上喫煙の規制に関する条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第51号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第52号「岩倉市表彰条例の一部改正について」を議題とします。

当局より発言の申出がありましたので、これを許可します。

◎総務部長（中村定秋君） 昨日の堀議員の質疑の中で、私のほう、少し答弁に曖昧な部分がありましたので、補足をさせていただきたいと思います。

昨日、堀議員の質疑で、堀議員が「者」というものは法人格のないものも含めてこの「者」を使うということに対して、私、明確に否定をすることをしていませんでしたが、正しくは「者」というのは、一般の自然人のほか、法人格のある法人については「者」というものを使いますが、法人格のない社団であるとか財団、あるいは任意の団体には、この「者」というのは基本的には使わないということですので、まさしくこの表彰条例は、そうした任意のグループも表彰の対象になるというところで、漢字の「者」というのを平仮名の「もの」に改めるということについては適切だと考えておりますので、補足をさせていただきます。

◎委員長（片岡健一郎君） ありがとうございます。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） 昨日の本会議の中での補足説明、ありがとうございます。法人格を有しない団体の場合については、「者」ではなくて「もの」という説明だというふうに思います。

もう一個、本会議の中で、どこの条例を参考にしましたかという質問に対して、いろんなところで、近隣では小牧市、犬山市という答弁があったと思います。あの後、例規審査委員会の委員長のところに確認のためにちょっと出向きまして、聞き取りも行ってきました。この旧条例、もともとは特別功労表彰と特別表彰を明文化するのが大きい目的のためのものであって、字句の訂正というのは付随するもので、あまりどうでもいい話かもしれませんが、やはりきちんとした法律、法令なので、正していきたいというふうに思いますけれども、小牧市、犬山市を見たところ、改正前の岩倉市と同じように、特に私は読んで違和感は感じなかったわけです。

ちゃんと「者」と「もの」の使い分けがされていたというふうに思いますが、今回、例規審査委員会の中で、ずっと以前、僕が行政側時代から全ての条例や規則、規程を見直して、愛知県の文書事務の手引というのを基にして、字句をきちっとやっていこうというのを一旦見直ししてきたわけですが、これは平成28年にも一部改正をしています。そういった見落としもあると思うんですね。

今回、そこに気づいて発案を誰かがして、例規審査委員会の中でそうだねということになって、漢字である「者」を「もの」に変えてきたところがあるというふうに思うんですけれども、その例規審査委員会の経緯と今の小牧

市、犬山市のを参考にしたというところは、多分この特別功労表彰や特別表彰のことを参考にしたということであって、字句のことを参考にしたということではないというふうに、ちょっとこれは推測ですけれども、思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

◎総務部長（中村定秋君） 今、堀委員おっしゃるとおり、昨日、私が申し上げました犬山市、小牧市を参考にしたというのは、こういう比較表みたいなものを用意してあるんですけれども、それで表彰の対象であるとか、表現の仕方について参考にしたと。あるいは、市のシステムを使って、全国例規集というのが閲覧できるものですから、そうしたものも使いながら、今回の表彰条例の改正に臨んだということでございます。

◎委員（堀 巖君） 平仮名の「もの」、漢字の「者」の使い分けというのは、これまでずっと例規の中では手引に従ってやってきたわけで、法人格を有しないときには、平仮名の「もの」を使うということで統一されるとなると、今度10条のところの表現がおかしなことになってくると思うんですね。

僕、本会議の中で、一般表彰について、そういう行為であるとか抽象的なことについては「もの」を使います。そういう読み間違いを犯しました、実は。過去に一般表彰として、そういった例えば実績であるとか行為、人ではなくて、団体ではなくて、行為に対して一般表彰をしたということはあるんでしょうか。

第10条の指摘というのは、「もの」が死亡するという表現になってきます。「もの」の遺族という表現も変です。これは、やっぱり正確ではなくて、やっぱり団体だとすると、団体は消滅するという、死亡はしませんので、こちら辺がちょっとおかしなことになってくるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その点についていかがでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（小野 誠君） 確かに、この第10条につきましては、人を指しているということになりますので、おっしゃられるとおり、「者」が正しいのかなというふうに感じておりますが、例規の中で提案をする際に、担当課のほうが気づかなかったと思います。

◎委員（堀 巖君） あともう一点、原則的には、法人格を有しないものについては「もの」と使うことというふうになっていきますけれども、例えば会社法という法律があります。会社法の第3条では、会社を法人とするというふうに言っています、第7条では、会社でない「者」と、ここで漢字の「者」を使っています。つまり、会社でない「者」の中には、さっきの任意の団体であるとか、会社でないそういったものが含まれる形で漢字の「者」を使っています。だから、誤認をされるおそれがあるような場合については、

平仮名の「もの」を使って、両方含むんだよということはいいんですけれども、インターネットでいろんな表彰条例を見ましたけど、前段で「もの」を使って、後ろで「もの」を使っているという条例は一つも見ることができませんでしたし、さっき言ったように、「もの」が死亡するという表現の法令も一つもなかったわけです。

ですから、ちょっとここら辺の整理が、例えば法人格を有しない団体について、PTAとか、今後も表彰していくということを明確にしたいのであれば、準用するという規定をつくるとか、団体についても準用するという規定をつくるのかすれば別によかったのかなというふうに思うわけですが、今の会社法の表現についてはどのようにお考えでしょうか。

◎総務部長（中村定秋君） すみません。会社法でそれがどのように使われているということに関して、今ここでそれを答弁しろというのが、なかなかそれは難しいのではないかと思います。会社以外のものですか。

◎委員（堀 巖君） 会社でない「者」。

◎総務部長（中村定秋君） 会社でない「者」というのが何を指しているのかということについて、今ここで詳しく述べることはできませんので。ただ、法律であっても、中には不適切な使い方をしているものもあると思いますので、そこについては詳しく調べてみないと分からないということでございます。

◎委員（黒川 武君） それでは、表彰条例の一部改正ということで、この表彰全般について、ちょっと現状をお聞かせいただきたいんです。この表彰条例及び表彰審査委員会条例と、これに基づいてそれぞれ表彰候補者が推薦され、審査を経て、市長が表彰を行うものと、そういった手続の流れがあると思うんですが、この表彰に至るプロセスがどうなっているのか、現状についてお聞かせいただきたいんです。

具体的には、表彰候補者の推薦は誰が行っているのか。それから、表彰審査委員会では何を基にどのような審査が行われているのか。審査委員の中には市民の代表者の方もお見えですが、その方々は何人で、どのような方々が就任しているのか、そして審査委員会そのものが公開されているのか、現状のありようについて説明を求めます。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） まず1点目の表彰の推薦についてですが、こちらは、委員会だとか団体を所管する各課に照会をかけるとともに、年度当初の区長会で区長さんにも推薦をお願いしているところです。そこで、推薦にありました候補者につきまして、大体9月上旬頃になりますが、そのときに表彰審査委員会を開催させていただいて、そちらで年数の要件だとか、

そういったものを満たしているかどうかということなどを審査していただいて、表彰というような流れになります。

次に、審査委員会の委員のお話ですが、こちらは現在8名、委員会の委員さんとしてはおります。現在、会長につきましては、社会教育委員会の委員さんになっていただいております。そのほか、元副市長だとか商工会長など、市民の代表として5名の方が委員になってもらっております。あとは、副市長、教育長、それから総務部長が委員となっております。会議のほうは特に公開はしていないのが現状です。

◎委員（黒川 武君） それでは、改正文の中で規則で定めるといった文言が、これは第3条から第4条第7号、第5条、第6条というふうにあります。規則そのものは、恐らく新たに制定をするものだろうと思うんですが、規則案が素案でもあっても結構ですので、提示をしていただきたいと思いますと思うんですが、まだ準備中であれば、骨子または概要について説明を求めたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（小野 誠君） 規則につきましては、今新たに準備しておる段階でございます。各市、条例と規則に基づいて表彰を行ってございまして、規則については、年数等の要件を明記するという事で準備を進めております。一応、今のところ1条から8条立ての規則を用意して、別表で一般表彰の細かい委員さんとかを載せていくようなつくりで準備しております。

◎委員（黒川 武君） 次に、第3条と第4条の改正文について、ちょっと差があるのはなぜかなということで、具体的にお聞きすると、第3条中「該当し」を「該当するもののうち、規則で定める」というふうに改めているわけなんですね。第4条の改正文を見ると、これは本文の改正ですが、第4条各号列記以外の部分中「市長」を「、市長」に改めてということになるわけなんです。第3条の本文と第4条の本文の改正の仕方が違うんですよね。それを変えている理由は一体何でしょうか。

◎秘書企画課統括主査（小野 誠君） こちらは、先ほど規則で定める年数要件が第3条にはないものですから、規則で定めるという形に改めさせていただいております。第4条につきましては自治功労者表彰、既に各号に年数要件が書かれておりますので、こちらのほうは規則に定めるという文言を第7号にのみ掲げているということになります。

あと、各号列記以外の市長が行うというところは、ただ単純に点が抜けていただけなので、それを加えさせていただいた字句の修正になっております。以上です。

◎総務部長（中村定秋君） 第4条につきましては、第1号に市長というの  
がありまして、それとの使い分けで各号列記以外の部分と言っているのかと  
思います。

◎委員（黒川 武君） 分かりました。その辺、そういう理由で第3条と第  
4条の改正文の仕方が異なったということでした。

それで、第6条の特別表彰についてなんですが、これは第3条各号の分野  
において、市民の模範と認められる方が対象とは思いますが、その実績や功  
労を誰が推薦するのかと。その推薦の仕方について、私は幅広く市民からの  
推薦があってもいいのではないかなと思うんですね。言ってみれば市民推薦  
制度みたいなもの。そういったものというのは検討はされたのでしょうか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） こちらの推薦につきましても、各課からの  
推薦と区長さんからの推薦で行っております。この特別表彰につきましては、  
既にもう離職をされているんですけど、一般表彰の10年に準ずる年数活躍さ  
れていた方を対象としておりますので、それだけの期間、地域で活躍されて  
いるような方であれば、区長さん方やあと区の役員の方々であれば、情報と  
しては承知しているかなということで、今回広く一般の方からの推薦は考え  
なかったということでございます。

◎委員（黒川 武君） もう一点だけお願いしたいと思います。

ちょっとこれは関連でお聞かせいただきたいんですが、表彰審査委員会条  
例というのがありまして、その第3条第1号に岩倉市表彰条例第3条及び第  
4条の規定に基づく表彰の審査に関することという定めがあるんですね、現  
在の表彰審査委員会条例には。ところが、表彰条例に新たに第14条の表彰の  
審査という規定が新設されるわけです。それを考えると、この第14条が表彰  
審査委員会条例の所掌事項の根拠規定になるのではないかなと思うんですが、  
そこのところはどのようにお考えでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（小野 誠君） 委員のおっしゃるとおり、委員会の  
事務に表彰条例の第3条、第4条、今の一般表彰と自治功労者表彰の対象を  
審査するという文言になっておりますが、今回このところを附属のところ  
で、第5条、第6条の特別功労表彰と特別表彰を加えて審査するという形に  
直させていただいておりますので、そのような改正文になっているのと、今  
回、審査委員会に加える文言を入れさせていただいたのは、双方で条例が結  
びつくような形にということで加えさせていただいております。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 市民からの声で、表彰はやはり1回のみでしょうか  
ということをお聞かせしました。というのは、その方は仕事をしている中での表

彰を1回していただいて、退職後、地域の活動を団体でやって、その団体が表彰されたときには、その方は1回表彰を過去されたということで外されたということだそうです。一応、条例の中には1回とするというようなものはないわけですが、そういった例はほかにもないのでしょうか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 一般表彰は、その職に10年以上在職した方が対象となるんですけど、その後に特別功労表彰、第5条になりますけど、こちらがあるんですけど、こちらは一般表彰を受けてから15年以上経過したものがこの特別功労表彰の対象となりますので、1回一般表彰を受けても、ずっとその職を続けておれば、もう一度表彰の対象となる可能性はございます。

◎委員（梶谷規子君） その方個人の表彰ではなく、2回目が団体での地域活動などでの表彰の場合も、15年以上の経過ということになるんですか。

◎秘書企画課統括主査（小野 誠君） 今までの取扱いにつきましては、同一の職という方のみを行ってきておりますので、今回の条例を改めさせていただきますけど、引き続き同じ運用をさせていただきたいと思っております。

◎委員（梶谷規子君） 2回目が15年以上でなくても、別の形で退職後、地域の活動をやられて、その団体での表彰の場合、その方だけ抜かされるというのは、やはり心外ではないかなと思うので、そこら辺は今後検討していただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 先ほどお答えしたとおり、現在の運用としては同一の職ということでやらせていただいております。そういった意見もあるということで、そういったことも承っておきたいというふうに思います。

◎委員（堀 巖君） 先ほどの私の質問に対してちょっと答弁が漏れていたところがあると思うんですけども、過去の一般表彰については、多分旧の条例では、第1条で「者」と漢字で使っているんで、「者」以外の抽象的な行為に対する表彰というのはなかったと思うんですけども、確認のために、なかったということよろしいですか。

◎秘書企画課統括主査（小野 誠君） それは任意の団体とか。

◎委員（堀 巖君） 団体じゃなくて、行為についての表彰というのはなかったか確認です。

◎秘書企画課統括主査（小野 誠君） 今までは、各所属から各委員になられた方、附属の委員とかになられた方の委員を推薦として上げていただいておりますので、行為としてはないです。

◎委員（堀 巖君） 今回、第1条で一番大本の目的のところ、「もの」というふうに、「もの」の使い方はさっき言ったように、法人格を有しないことを含めて「もの」だという説明があったんですけども、もう一つ

の使い方としては、抽象的なものに対しても平仮名の「もの」を使うという方法があります。だから、広がってしまったことで、僕は本会議で言ったように、読み間違いなのか、解釈として、例えば社会事業に貢献した、そういった行為についても一般表彰の対象になるのではないかなというふうに読んだんです。今後の考え方については、やっぱりあくまでも人と団体に限定するというところでよろしいでしょうか。

◎総務部長（中村定秋君） すみません。罪を憎んで人を憎まずみたいな何か哲学的な話みたいなことになっちゃっているんですけども、行為をしたその行為に対する表彰じゃなくて、行為をした人であったり団体に対する表彰ですので、もし堀委員のように読み間違いがほかの方もそのように読み間違えることが多ければ、また手当てしますけれども、私はそういう読み間違いはする方はいないと思います。

◎委員（堀 巖君） 団体がその都度、時代によって変革、変化していきます。例えば、団体を表彰することと、全国的にこの団体の美化運動に対する表彰をしますみたいな表彰をしている自治体は、ちょっと調べないとあるのかなのか分かりませんが、それだって別にいいことだと思うんですけど、あくまでも団体や人を対象にするという、今の総務部長の解釈でいくということで、確認だけです、いいんですね。

◎総務部長（中村定秋君） 繰り返しになりますけれども、その行為そのものが表彰を受けるという考え方そのものが私、理解ができなくて、やっぱりその行為をした人であったり団体が対象になる、これについては今の時点ではそう考えています。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（梅村 均君） 第3条の一般表彰対象の見直しで今回廃止するものがあるんですけど、納税及び貯蓄に貢献したものというのは、ちょっとどういうイメージ、どんなケースで表彰されていたのかですとか、なぜ廃止になったのか、検討内容を確認させてください。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） この号に該当して過去表彰したのが青色申告会の会長さんがお見えになります。今回、文言としてはこちらはなくなっただんですけど、また同じように、青色申告会の会長さんがならないかというところではなくて、こちらにつきましては1号の地方自治の進展に貢献したものの、こちらで対象にしたいということで整理をしております。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、委員間討議に入ります。

発言する委員は挙手をお願いします。

[挙手する者なし]

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、委員間討議を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（堀 巖君） 議案第52号「岩倉市表彰条例の一部改正について」、この場で反対の討論といたします。

一部、やっぱり字句の使い方、混在する場合の平仮名の「もの」にすることとは了解しますけれども、それにおいても、第10条のところについてやっぱり一部不備が生じているので、後日、修正案という形で出したいと思い、この原案については反対といたします。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに討論ございますか。

◎委員（水野忠三君） 議案第52号「岩倉市表彰条例の一部改正について」、賛成の立場で討論をいたします。

10条の規定に関して不備があるという意見がございしますが、その点につきましては、条文上の合理的な限定解釈等により、不備などが治癒されるものと考えます。また、一部の語句の不備のみを理由として、条例の全部に対して否決をするということは合理的ではないというふうに考えます。繰り返しになりますが、合理的な解釈が可能な文言である、そしてその不備も非常に僅少なものであるというふうに考え、賛成といたします。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに討論はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（片岡健一郎君） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第52号「岩倉市表彰条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第52号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第53号「岩倉市税条例等の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。  
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。  
次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。  
す。

議案第53号「岩倉市税条例等の一部改正について」、賛成の委員の挙手を  
求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第53号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと  
決しました。

続きまして、議案第54号「岩倉市都市計画税条例の一部改正について」を  
議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。  
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。  
次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります

す。

議案第54号「岩倉市都市計画税条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第54号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第56号「岩倉市道路線の認定について」を議題とします。当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

◎副委員長（梅村 均君） この道路認定ですけれども、道路が並行してこうなる形状っていろいろよくあると思うんですけど、必要があって道路として認定したと思うんですが、ほかに道路以外に何か利用方法というんでしょうか、そういったケースというのとはなかったのでしょうか。道路認定までの経緯とかありましたらちょっと確認させてください。

◎維持管理課統括主査（寺尾健二君） 今回認定する北533号線と南925号線、こちらは愛知県の名古屋江南線の改良工事によって新たに造られた道路となっております。まず、北533号線のほうですけれども、こちらはもともと県道浅野羽根岩倉線がありまして、そちらのほうに、この改良工事によって交差点が造られることによってちょっと南方に移動するというところで、大きな歩道になってしまうという形になりました。こちらは、もともと北側に住宅が接道しているわけなんですけれども、あまりにも歩道が大きいということで、もともと愛知県のほうからこちらのほうを接続するに当たって、道路を愛知県のほうで整備するというところで、岩倉市のほうで管理できないかという話があったところで、その打診を受け、市道として認定することに至ったという経緯がございます。

あと、もう一つの南925号線なんですけれども、こちらはもともと市道南25号線が走っていたところなんですけど、そちらを廃止して、名古屋江南線の工事中の迂回の道路のために使われていた場所です。こちらに関しては、当初、具体的な計画はなかったようなんですけども、愛知県との協議の中で払下げや緑地の整備等のいろいろな調整があった中で、最終的に岩倉市が一番管理しやすい形の道路を造るという形のお話で打診を受けて、愛知県から岩倉市に道路認定して受けるという形になったという経緯がございます。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第56号「岩倉市道路線の認定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第56号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第57号「岩倉市道路線の廃止について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） 土地所有者からの売払いの申請があったとかの説明なんですけど、いつ申請があったんでしょうか。

◎委員長（片岡健一郎君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（片岡健一郎君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎維持管理課長（田中伸行君） すみません、具体的な日時までは、ちょっと今手元に資料がないんですが、去年の年末ぐらいにお話をいただきまして、1月28日に市の公有財産処分審査会にかけたものでございます。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。  
次に、議案に対する討論に入ります。  
討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。  
議案第57号「岩倉市道路線の廃止について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。  
採決の結果、議案第57号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。  
続きまして、議案第58号「岩倉市道路線の一部廃止について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） これも判明したためと書いてありますが、いつ判明したんでしょうか。

◎維持管理課統括主査（寺尾健二君） 一番初めの問合せは、今年の2月ぐらいに北の土地利用をする業者のほうから、道路の接道に関する問合せがあって判明したという形になります。

◎委員（堀 巖君） 2月に判明したということですね。  
これまでずっと課税状況はどうなっていたんでしょうか。

◎維持管理課統括主査（寺尾健二君） これまでは課税はされております。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。  
〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。  
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第58号「岩倉市道路線の一部廃止について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第58号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任をお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。